

資料	母子保健法施行細則（案）を制定することに伴う意見公募について	平成24年7月27日 健康福祉部保健センター・医療助成課
----	--------------------------------	---------------------------------

■母子保健法施行細則を制定することに至った背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、母子保健法（昭和40年法律第141号）の一部が改正され、未熟児の訪問指導等と養育医療の給付等の権限について、北海道から江別市に移譲されることとなりました。

これに伴い、江別市では、移譲される事務への対応について検討を進めております。

この度はその対応のための案について、市民の声をお聴きするため、意見公募を行います。

■母子保健法施行細則（案）を制定することと判断した理由

未熟児の訪問指導・養育医療の給付等については、母子保健法等に基づき、これまで、北海道の規則、事務要領等で定められた手続きに従って行なわれてきましたが、北海道から江別市に権限移譲されることに伴って、未熟児養育医療費の自己負担金を徴収することなど、市として基準を整理して統一性を図りながら事務を執行することが適切と思われるとの結論に達したことから、母子保健法施行細則を制定することとしました。

■母子保健法施行細則（案）の概要

○趣 旨

未熟児養育医療の給付のための申請手続等を定めるものです。

○未熟児養育医療の給付手続

保護者は医師の意見書等を添えて申請します。

○医療費（自己負担金）の徴収

未熟児養育医療の給付に当たっては、扶養義務者等の負担能力に応じて医療費（自己負担金）を徴収するものとします。また、扶養義務者等に特別な事由がある場合は医療費を減免するものとします。

○未熟児の訪問指導等

未熟児の訪問指導等については、別に定める事務要領に委任しますが、特に手厚い支援が必要な未熟児の特徴を踏まえて訪問指導等を行い、母子保健サービスに係る事務を市民に身近な市が一体的に実施できるようにします。

■施行期日

平成25年4月1日（予定）

※未熟児養育医療とは、母子保健法等に基づいて、入院医療を必要とする未熟児に、指定養育医療機関において行なう医療のことです。

※当該未熟児の保護者は、市で審査・認定のうえ交付する養育医療券を提示し、指定養育医療機関において医療費の一部又は全部を公費負担で医療を受けることができます。

※未熟児養育医療の対象は、1歳未満の未熟児です。

※未熟児養育医療に係る医療費（自己負担金）は、乳幼児医療助成制度の助成対象となります。